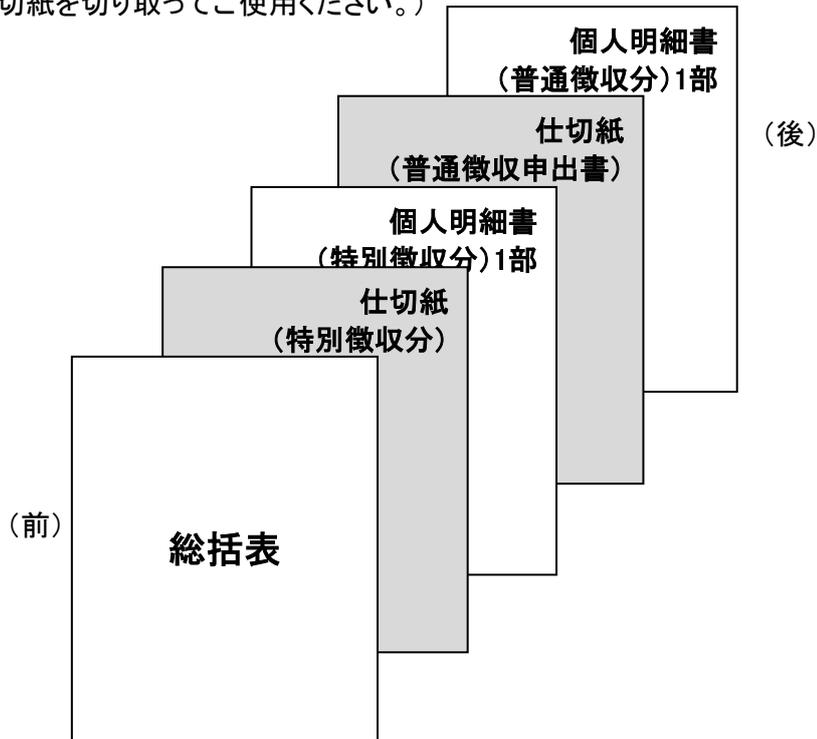


給与支払報告書の提出方法

特別徴収、普通徴収の給与支払報告書(個人明細書)の前に仕切紙を入れてください。
(別紙、仕切紙を切り取ってご使用ください。)

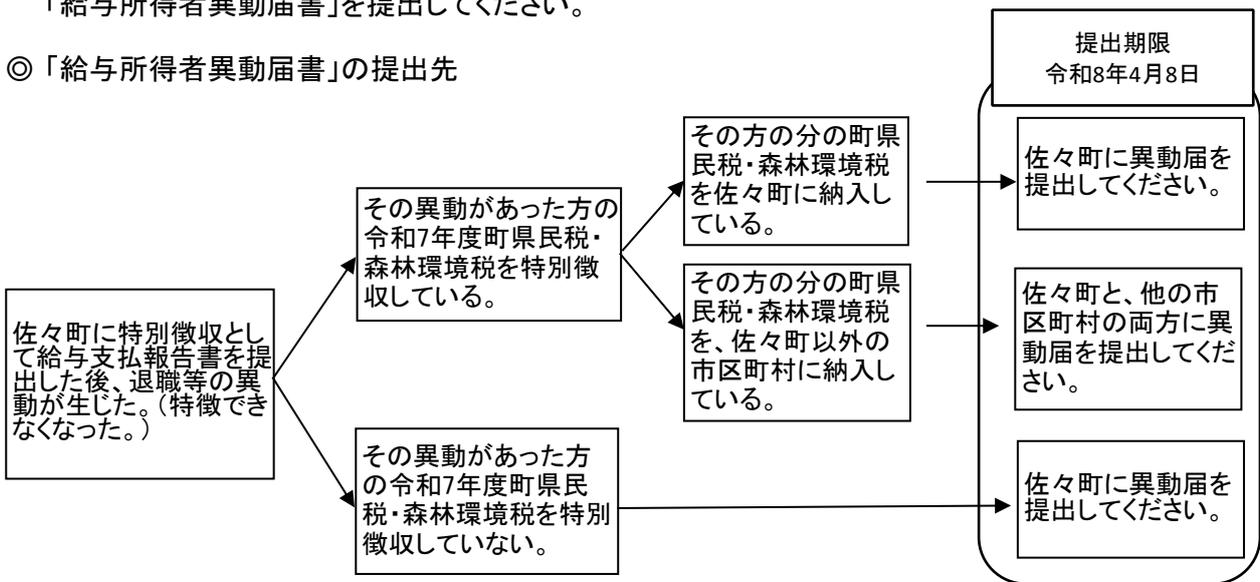


この順序でクリップ等でとめて提出してください。
(ホッチキスの使用はご遠慮くださいますようお願いいたします。)

給与支払報告書提出後に従業員の方の異動があった場合について

給与支払報告書を提出されたあとに、特別徴収とされていた従業員について、退職・休職・転勤等の異動が生じ、令和8年度(2026年6月から)の町県民税・森林環境税の特別徴収ができない場合は、「給与所得者異動届書」を提出してください。

◎「給与所得者異動届書」の提出先



所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は、従業員の町県民税・森林環境税を特別徴収することが法律等により義務づけられています。

お問い合わせ先 〒 857-0392
長崎県北松浦郡佐々町本田原免168-2
長崎県佐々町役場 税財政課
電話番号 0956-62-2101